

交通安全施設等 (警察本部所管分)

- 府民公募型
 - ・ 技術審査一覧 P 1 ~ 5
 - ・ 個別箇所表 P 6 ~ 44
- 既要望
 - ・ 技術審査一覧 P 45
 - ・ 個別箇所表 P 46 ~ 53

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考	
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易
1	交通 安全 施設	信号機 (新設)	右京区西院小米町 15番地先 西小路 四条上る50m交差点	小学生の自転車と乗用車 の事故等が発生してい る。横断需要も多く信号 機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		右京署管内 (受付番号 22・291)
2	交通 安全 施設	信号機 (新設)	右京区西京極河原 町1番地先 七条通	子供が横断する場所なの で信号機設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		右京署管内 (受付番号 238)
3	交通 安全 施設	信号機 (新設)	右京区西院寿町 佐井西通松原交差 点	通学路で、歩行者も車の 通行も多く危険である。 一灯点滅式の信号機設置 要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		右京署管内 (受付番号 63)
4	交通 安全 施設	信号機 (新設)	左京区静海市原町 910番地101先 下 鴨静原大原線静市 7号線交差点	カーブで見通しが悪い。 通行車両の速度が速く危 険歩行者が安全に横断で きるよう信号機の設置要 望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		下鴨署管内 (受付番号 109)
5	交通 安全 施設	信号機 (新設)	左京区高野泉町64 番地先 北泉通大 原街道交差点	交通量が多く、信号機が ないため交通事故が発生 している。信号機の設置 要望	無	○		○	○	○	○	○	×	実施 しない		下鴨署管内 (受付番号 189)
6	交通 安全 施設	信号機 (新設)	左京区岩倉西五反 田町1番地2先 上高野幡枝線長代 南橋東詰	両側にバス停があり、子 供高齢者の利用が多いが 交通量が多く危険。信号 機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	×	実施 しない		下鴨署管内 (受付番号 928)
7	交通 安全 施設	信号機 (新設)	左京区岩倉下在地 町118番地先 岩倉 上賀茂線洛北第二 経5号線交差点	岩倉小学校の通学路であ り、通称車両も増加傾向 で、学童も年々増加して いる。押ボタン式の信号 機設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		下鴨署管内 (受付番号 193)
8	交通 安全 施設	信号機 (新設)	左京区幡枝町680番 地先 岩倉12号線	以前にも学童の交通事故 がある等通行する車両の 速度が速く危険である信 号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		下鴨署管内 (受付番号 194)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
9	交通安全施設	信号機(新設)	左京区岩倉幡枝町418番地18先 岩倉12号線洛北第三緯14号線交差点	交差点の交通量が多く、ラッシュ時には危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		下鴨署管内(受付番号195)
10	交通安全施設	信号機(新設)	左京区岩倉長谷町648番地19先 岩倉中通	小・衆学校の通学路で、交通ボランティアが横断誘導を行っているが、東方の見通しが悪く危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		下鴨署管内(受付番号227)
11	交通安全施設	信号機(新設)	左京区静海市原町756番地先 下鴨静原大原線	字重が横断する横断歩道で通行車両がスピードを出している。北西に向かう手前がカーブになっており危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		下鴨署管内(受付番号62)
12	交通安全施設	信号機(新設)	山科区東野八代10番地先 山階南小学校正門前	西野道は交通量が多く、カーブしており視認性が悪い。一般の方も横断するので押ボタン式信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		山科署管内(受付番号73)
13	交通安全施設	信号機(新設)	山科区東野舞台町54番地先 西野道	西野道は交通量が多く、学童は西へ横断しなくてはならないが、信号交差点までの東側に歩道がないため危険。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		山科署管内(受付番号75)
14	交通安全施設	信号機(新設)	山科区西野離宮町31-13番地先 市道東野緯7号線市道東野経65号線交差点	市道東野緯7号線は通学路であるが交通量も多い。横断して山科川沿いを通学したいが信号機がない。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施しない		山科署管内(受付番号69)
15	交通安全施設	信号機(新設)	西京区桂市ノ前町20番地15先 府道142号沓掛西大路五条線交差点	桂東小学校の約半数の学童が横断する交通量の多い変則な交差点であり、通行車両から交差点の存在がわかりにくい信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		西京署管内(受付番号16)
16	交通安全施設	信号機(新設)	西京区大枝南福西町2丁目10番地1先 中山向日線	交通量の多い府道を付近にある病院へ通院するために高齢者が横断し危険である。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		西京署管内(受付番号200)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考		
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易	
17	交通 安全 施設	信号機 (新設)	西京区川島松ノ木 本町27番地先 新 山陰街道桂高校正 門前	新山陰街道は4車線であ り、高校の前には横断歩 道があるが交通量も多く 登下校時には高校生も多 く危険である。信号機の 設置要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施 しない		西京署管内 (受付番号 199)	
18	交通 安全 施設	信号機 (新設)	西京区川島栗田町 23番地10先 府道 沓掛西大路五条線 交差点	椋原主学校の通学路であ り、毎日交通ポランティ アで横断誘導している。 学童等の安全確保のため 信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		西京署管内 (受付番号 201)	
19	交通 安全 施設	信号機 (新設)	左京区法然院西町 47番地先 鹿ヶ谷 法然院町BS先	鹿ヶ谷通りには、今出川 通から霊艦寺までの間に 信号機がない。住民等が 横断するため信号機の設 置要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		川端署管内 (受付番号 85)	
20	交通 安全 施設	信号機 (新設)	中京区壬生松原町 19番地2先 松原 通JR高架下横断歩 道	小学生が児童館へ通う通 学路であり、交通量也多 く危険である。信号機の 設置要望。	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		中京署管内 (受付番号 107)	
21	交通 安全 施設	信号機 (新設)	中京区西ノ京壺ノ 内町1番地先 西 小路通丸太町下る 付近交差点	西小路通の丸太町通から 花園大学前までの間に東 西道路があり横断実態が ある。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		中京署管内 (受付番号 284)	
22	交通 安全 施設	信号機 (新設)	伏見区淀生津町601 番地先 宇治淀線 生津BS	橋低利用の高齢者が府道 を横断する際、通行車両 の速度が速く危険であ る。信号機の設置要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		伏見署管内 (受付番号 156)	
23	交通 安全 施設	信号機 (新設)	北区上賀茂蟬ヶ垣 内町46番地先 上 賀茂経200号線上賀 茂緯148号線交差点	一時停止規制はある が、コミュニティバスの 路線でもあり大型車両が 増加している。危険であ り信号機の設置要望	無	○		○	○	○	○	×	○	実施 しない		北署管内 (受付番号 286)	
24	交通 安全 施設	信号機 (歩行者灯器増 設)	右京区西院西貝川 町 R162西綾小路 西詰交差点	車両灯器を見て横断する と、途中で信号が変わ り、危険なことがあるた め、歩行者灯器の設置を 要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		右京署管内 (受付番号 8)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	事業委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性				
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
25	交通安全施設	横断歩道移設 信号機 (移設)	京都市西京区大枝 西長町 大山崎大枝線大原 野IC交差点	歩行者の動線から、北詰の横断歩道の移設を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		西京署管内 (受付番号 21)
26	交通安全施設	信号機 (歩行者灯器増設)	京都市伏見区桃山 南大島町 桃山南小学校南側 道交差点	東西方向に歩行者灯器がなく、横断時に危険であるため、歩行者灯器の増設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		伏見署管内 (受付番号 24)
27	交通安全施設	信号機 (車両灯器増設・ 文字板設置)	西京区桂上野西町 桂川街道太秦上桂 線交差点	南北時差の交差点であるが、北行車両の見切り発進が多く危険。灯器の増設や文字板の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		西京署管内 (受付番号 29)
28	交通安全施設	横断歩道 信号機 (歩行者灯器増設)	左京区岡崎東天王 町 丸太町通岡崎神社 前交差点	交差点東詰に横断歩道がないため、L字に2回横断することになる。横断歩道の増設を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		川端署管内 (受付番号 41)
29	交通安全施設	信号機 (多現示化)	北区衣笠御所ノ内 町 西大路北大路交差 点	交差点を無理に右折する車と通学児童の交錯が懸念されるため、右折青矢信号の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		北署管内 (受付番号 46)
30	交通安全施設	信号機 (歩行者灯器増設)	北区上賀茂榊田町 紫竹通上賀茂経1 94号線交差点	歩行者用の信号機がないため危険。歩行者灯器の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		北署管内 (受付番号 47)
31	交通安全施設	信号機 (歩行者灯器増設)	山科区勤修寺西北 出町 勤修寺今熊野道近 畿生コン北側道交 差点	歩行者用の信号機がないため危険。歩行者灯器の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		山科署管内 (受付番号 53)
32	交通安全施設	信号機 (歩車分離化)	山科区東野八舞台 町 西野道離宮道交差 点	通学路であるが、スピードを出して右左折する車があり危険。歩車分離化を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		山科署管内 (受付番号 72)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業（府民提案型）技術審査一覧【京都市地域】

整理 番号	提案施設			提案概要	用地買収 の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査 結果	事業委員会 意見等	備考		
	種別	名 称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			技術上の適合性	速効性					
								公共事業とし ての必要性	地域づくり等と の整合性	地域要望等との 整合性	関係法令、構 造基準等との 適合性	早期対応の必 要性				他の管理者等と の調整の難易	
33	交通 安全 施設	信号機 (灯器改良)	伏見区醍醐辰巳町 旧奈良街道辰巳北 口交差点	交差点のかなり手前から 青信号が見え、狭い道路 をスピードを上げて走行 する車が危険。灯器の改 良を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	山科署管内 (受付番号 74)
34	交通 安全 施設	横断歩道 信号機 (歩行者灯器増 設)	西京区御陵南荒木 町 西京高槻線御陵南 荒木町交差点	南北方向に歩行者灯器が ないため危険。横断歩道 と歩行者灯器の設置を要 望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	西京署管内 (受付番号 202)
35	交通 安全 施設	信号機 (歩車分離化)	北区平野宮敷町 衣笠宇多野線寺ノ 内交差点	府道を西進左折する車 が、横断歩行者に気づか ないため危険。歩車分離 化を要望	無	○		○	○	○	×	○	○	○	○	○	北署管内 (受付番号 215)
36	交通 安全 施設	信号機 (歩行者灯器増 設)	西京区松尾井戸町 宇多野嵐山山田線 松尾交差点	児童が車両灯器を見て横 断するが危険。歩行者灯 器の設置を要望	無	○		○	○	○	×	○	×	○	×	○	西京署管内 (受付番号 216)
37	交通 安全 施設	信号機 (移設)	右京区西京極南方 町 葛野大路七条交差 点	西詰の横断歩道を北に向 いて横断する際、建物で 歩行者灯器が見にくいた め、近くの電柱への移設 を要望	無	○		○	○	○	×	×	○	○	○	○	右京署管内 (受付番号 239)
38	交通 安全 施設	信号機 (歩行者灯器増 設)	伏見区竹田七瀬川 町 R24竹田出橋交 差点	南北方向に歩行者灯器が ないため、信号に気づか ず横断して危険。歩行者 灯器の設置を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	伏見署管内 (受付番号 240)
39	交通 安全 施設	信号機 (灯器改良)	右京区西京極南方 町 梅津東山七条線西 京極102号線交 差点	葛野大路七条交差点で西 向きに信号待ちした際、 隣の交差点の信号機を誤 認するため、灯器の改良 を要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	右京署管内 (受付番号 292)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事





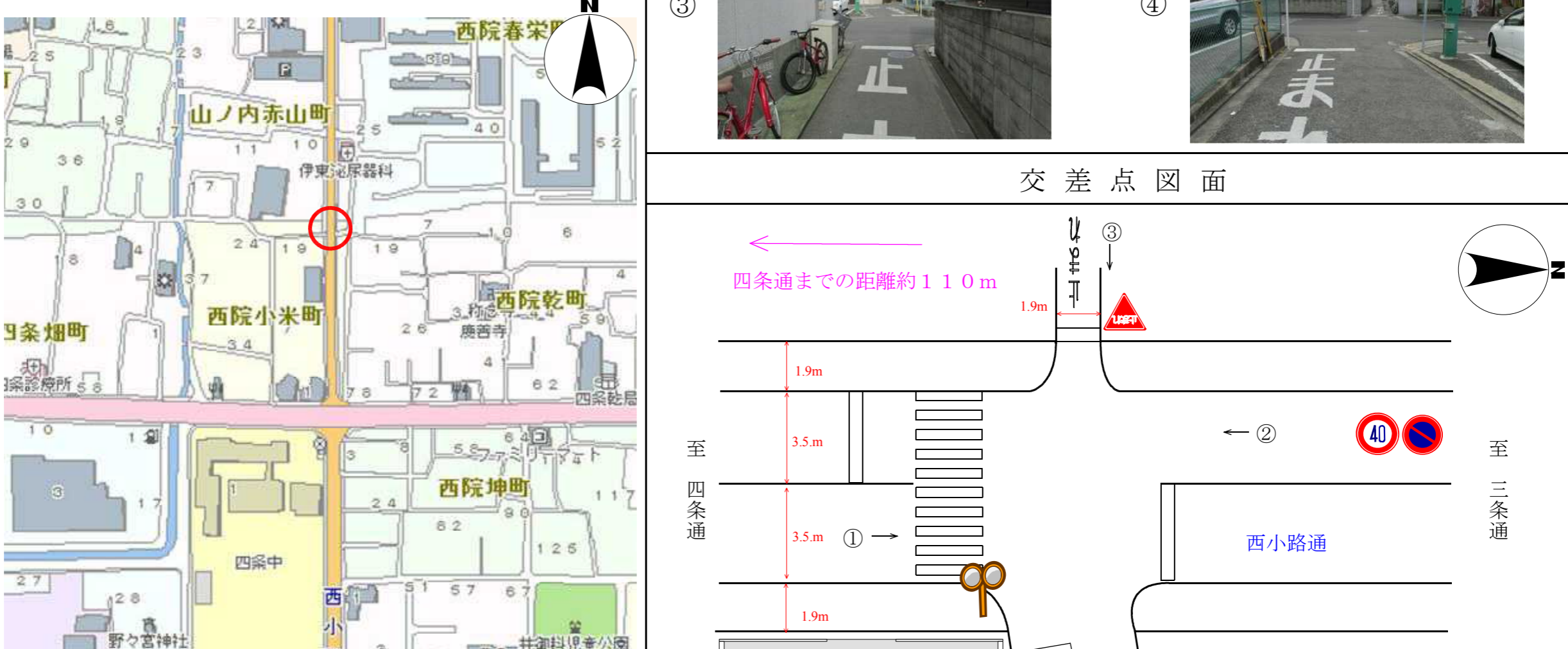
☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】




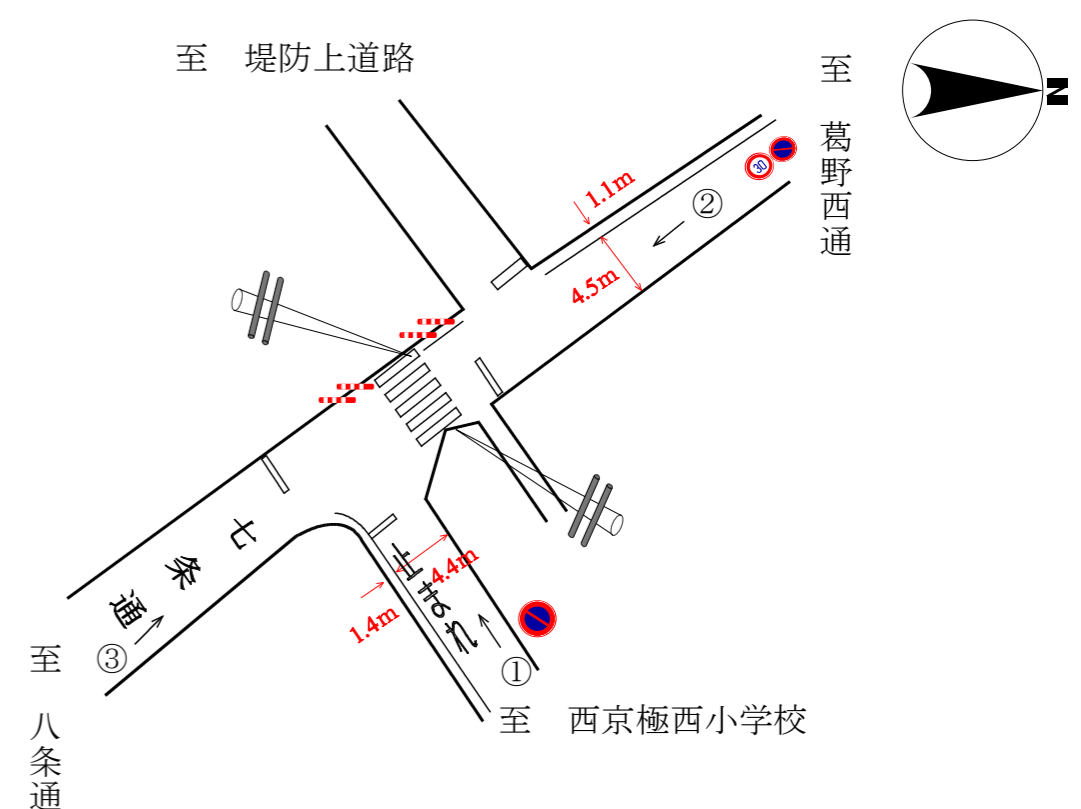
- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>1</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>① </p>	<p>② </p>
<p>所在地</p>	<p>右京区西院小米町15番地先 西小路四条上る50m交差点</p>	<p>③ </p>	<p>④ </p>
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は住宅地であり、南方には四条中学、西方には京都外国語大学がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>2月19日夕刻には7歳児の乗車する自転車と乗用車の重大な事故が発生し、接触事故も多発している。付近は山之内学区の自転車に乗車した学童や買い物帰りの高齢者が通行している。押ボタン式信号機の設置要望 (受付番号22・291)</p>		
<p>位置図</p>	 <p>交差点図面</p>		
<p>対応案</p>	<p>提案交差点から四条通の信号交差点までが約110mと近接しており、横断は当該信号交差点を利用することで対応できると判断されるため、実施しない。</p>		





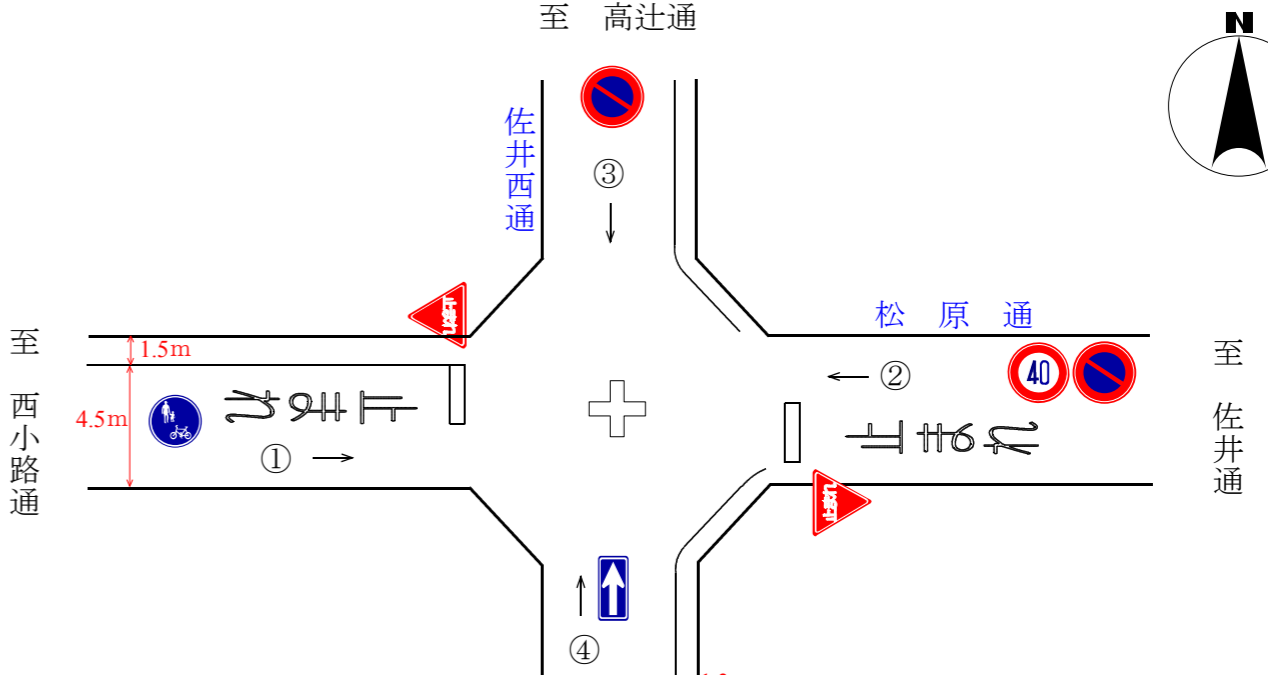

府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)






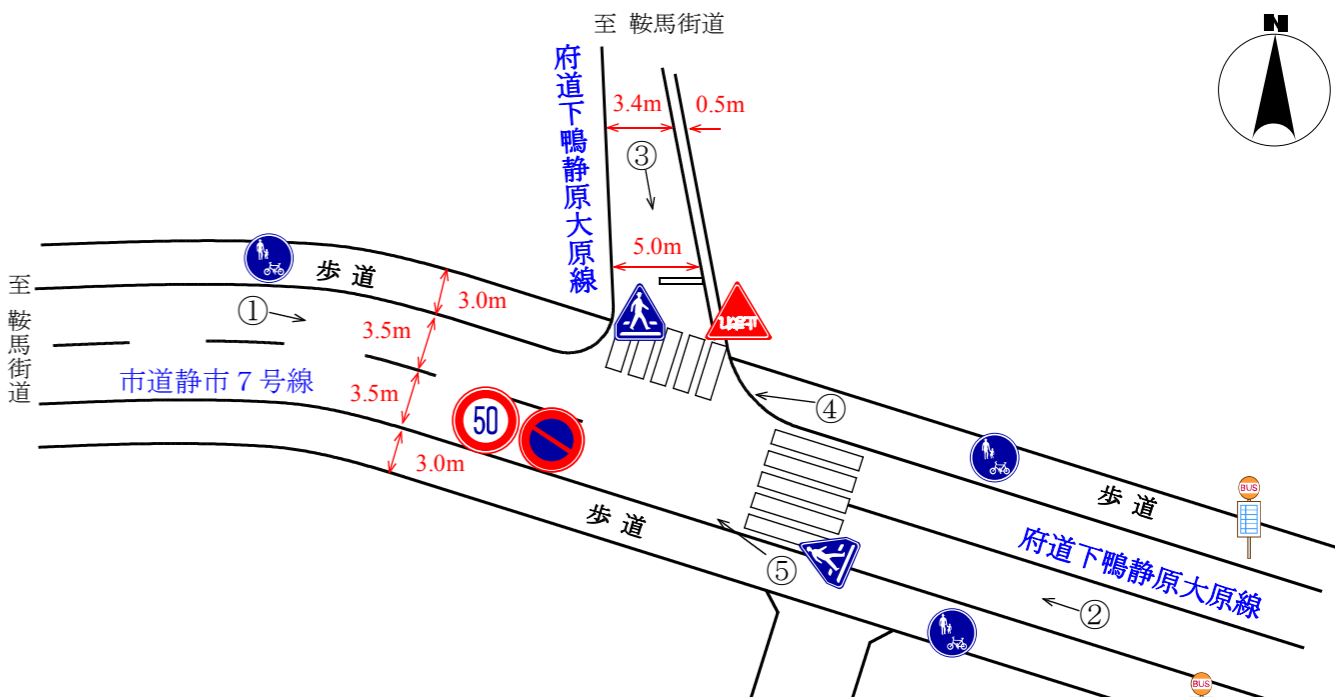

<p>整理番号</p>	<p>2</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>右京区西京極河原町1番地先 七条通</p>		
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は住宅地であり、東方に西京極西小学校、西方に桂川を挟んで桂離宮がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>子どもが横断する場所なので信号機を設置して欲しい。 (受付番号238)</p>		
<p>位置図</p>	 <p style="text-align: center;">交差点図面</p> 		
<p>対応案</p>	<p>七条通は幅員が狭く、信号機の必要性は低い。また、信号機の柱を設置すると歩行するスペースがなくなるため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)






<p>整理番号</p>	<p>3</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・一灯点滅式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>右京区西院西寿町 佐井西通松原通交差点</p>	<p>③</p> 	<p>④</p> 
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は住宅地であり、南西方にはイオンモール京都五条、西方には阪急電車のガードがある。 	<p>交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>通学路で近くにイオンモールもあり人の往来が多く、車の交通量が多く危険である。車が徐行あるいは一時停止しない。一灯点滅式信号機の設置要望 (受付番号63)</p>	 <p>凡例 歩行者用道路 (8-9) ...</p>	
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>提案交差点にはクロスマーク、一時停止規制が実施されており一灯点滅式信号機を設置する必要は低いと判断するため、実施しない。なお、一時停止しない車両は指導取締りで対応する。</p>		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

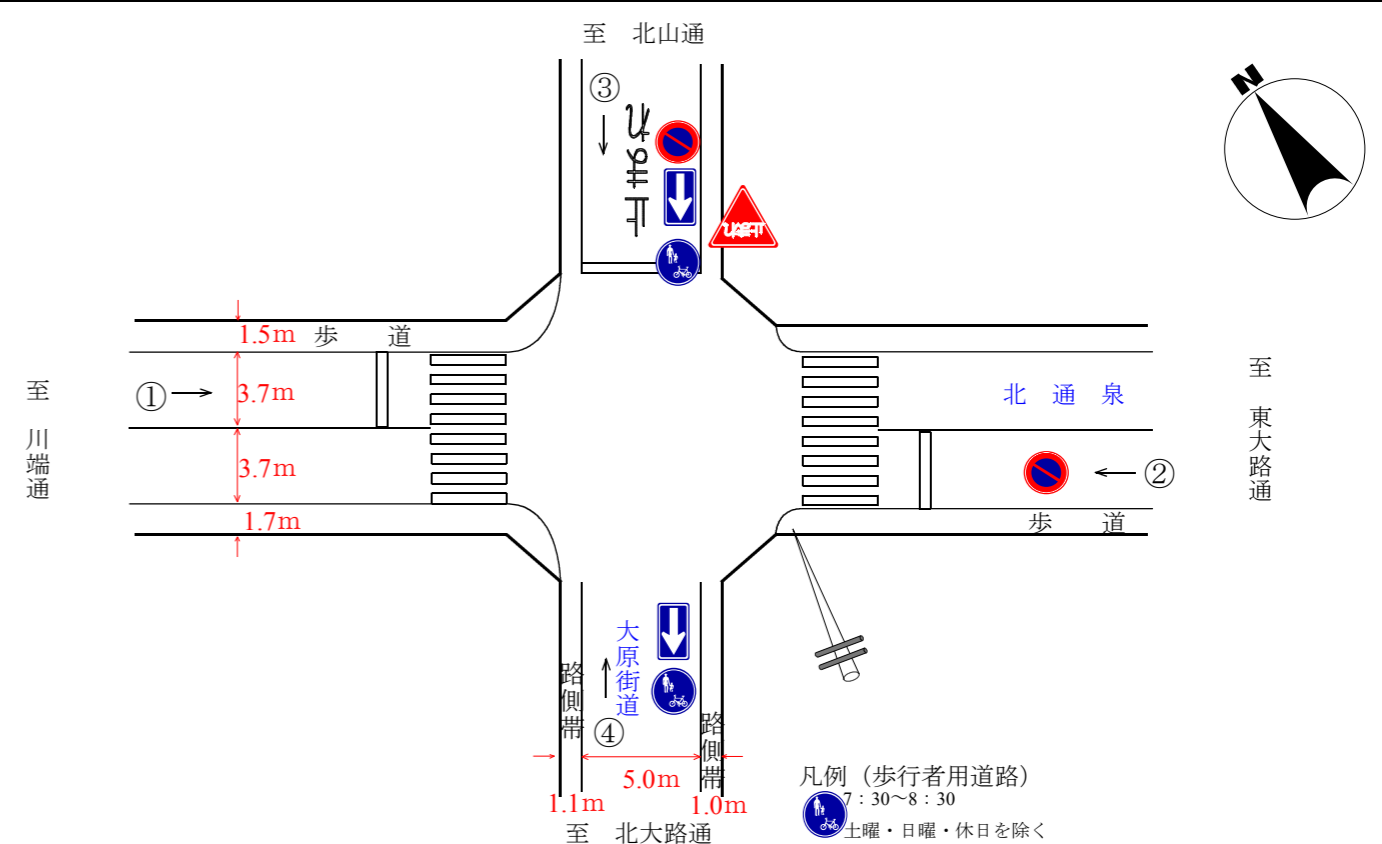
<p>整理番号</p>	<p>4</p>	<p>写真</p>		
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・半感应式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 	<p>③</p> 
<p>所在地</p>	<p>左京区静海市原町910番地101先 下鴨静原大原線静市7号線交差点</p>	<p>④</p>  <p>⑤</p> 		
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 周辺は旧来からの住宅、新興住宅が混在し、東方には精華大学、北稜高校があり、南西方向には京都産業大学がある。 	<p>交差点図面</p>		
<p>要望内容</p>	<p>カーブ付近にある三叉路で、見とおしも悪い。通行する車両の速度も速いことから、歩行者が安全に横断できるよう、信号機の設置要望 (受付番号109)</p>			
<p>位置図</p>				
<p>対応案</p>	<p>交通量的にも信号機の必要性は低いと判断する。また、交差点北側の道路が狭隘で、自動車の離合に必要な幅員が確保されておらず、安全が確保できないので、実施しない。</p>			

府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)



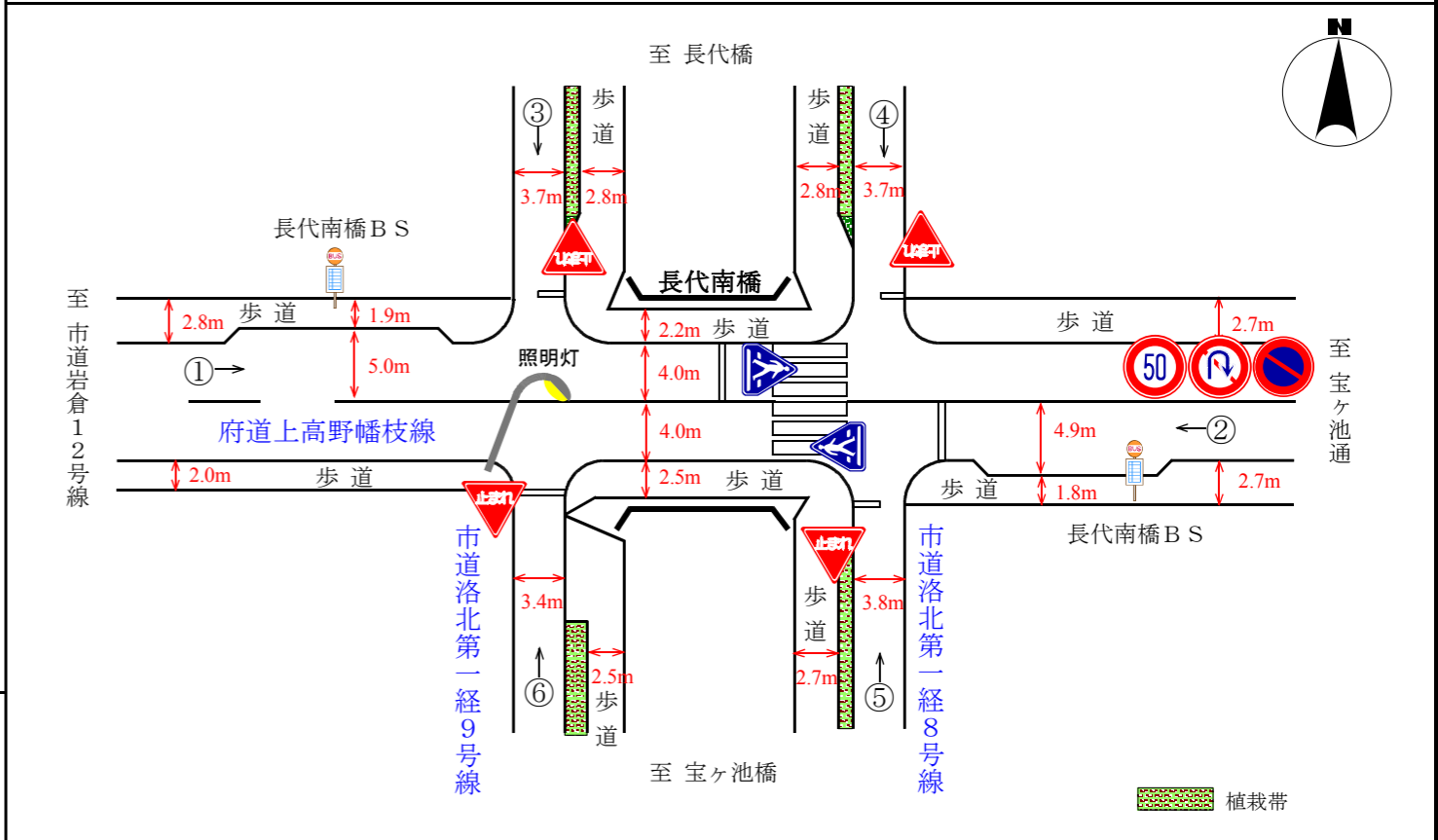
<p>整理番号</p>	<p>5</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機（新設・定周期式）</p>	<p>①</p> 	<p>③</p> 
<p>所在地</p>	<p>左京区高野泉町64番地先 北泉通大原街道交差点</p>	<p>②</p> 	<p>④</p> 
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は住宅密集地であり、東方には東大路通、西方には高野川、南側には北大路通がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>交通量が多いにもかかわらず、信号機がないため交通事故が頻繁に発生している。信号機の設置要望（受付番号189）</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>提案交差点は、商店や民家が近接しており信号機の柱を建てるのが困難であるため、実施しない。</p>		

交差点図面



府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>6</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機（新設・押ボタン式）</p>	<p>① ② ③</p>	
<p>所在地</p>	<p>左京区岩倉西五反田町1番地2先 上高野幡枝線長代南橋東詰</p>		
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は、住宅街で、南方に国立京都国際会館、宝ヶ池公園等があり、東方に岩倉南小学校、同志社高校がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>横断歩道の両側にバス停があることから、子ども、高齢者の利用頻度が高い場所であるが、交通量が多く危険なため、信号機の設置要望（受付番号192）</p>	<p>④ ⑤ ⑥</p>	
<p>位置図</p>	 <p style="text-align: center;">交差点図面</p>  <p style="text-align: right;">植栽帯</p>		
<p>対応案</p>	<p>交通量的に信号機の必要は低く、また、要望の横断歩道は橋りょうに近接しており、信号機の柱を建てるのが困難であるため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)






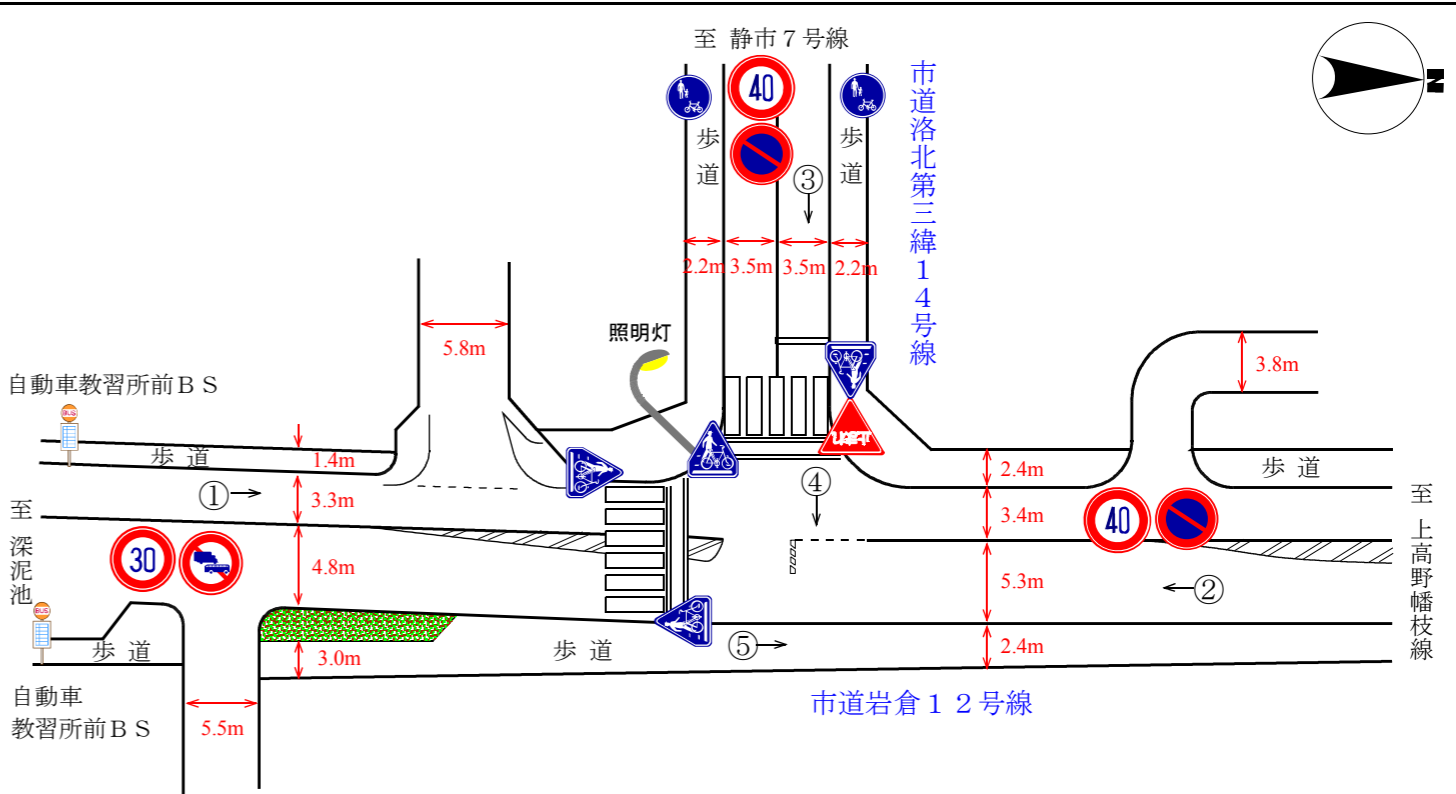

<p>整理番号</p>	<p>7</p>	<p>写 真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>① </p>	<p>② </p>
<p>所在地</p>	<p>左京区岩倉下在地町118番地先 岩倉上賀茂線洛北第二経5号線交差点</p>	<p>③ </p>	<p>④ </p>
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 周辺は、住宅地であり、南方に岩倉南小学校、南東方向に同志社小・中学校がある。 	<p>交 差 点 図 面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>要望の交差点は岩倉南小学校の通学路であり、通行車両も増加傾向で、学童の数も年々増加している状態である。押ボタン式信号機の設置要望 (受付番号193)</p>		
<p>位置図</p>		<p>対 応 案</p>	
<p>対 応 案</p>	<p>交通量的に横断するタイミングはあり、信号機設置の必要性は低いと判断するため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>8</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	 	
<p>所在地</p>	<p>左京区岩倉幡枝町680番地先 岩倉12号線</p>	 	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 周辺は、住宅地であり、岩倉12号は深泥が池付近から下鴨静原大原線に通じる南北道路である。 		
<p>要望内容</p>	<p>要望の横断歩道では、平成24年にも学童の事故があり、同一人物が3度も救急搬送されている。通行する車両のスピードも速く危険であり押ボタン式信号機の設置要望 (受付番号194)</p>		
<p>位置図</p>	 <p style="text-align: center;">交差点図面</p> 		
<p>対応案</p>	<p>交通量的に横断するタイミングはあり、見通しも良いことから信号機の必要性は低いと判断するため、実施しない。</p>		




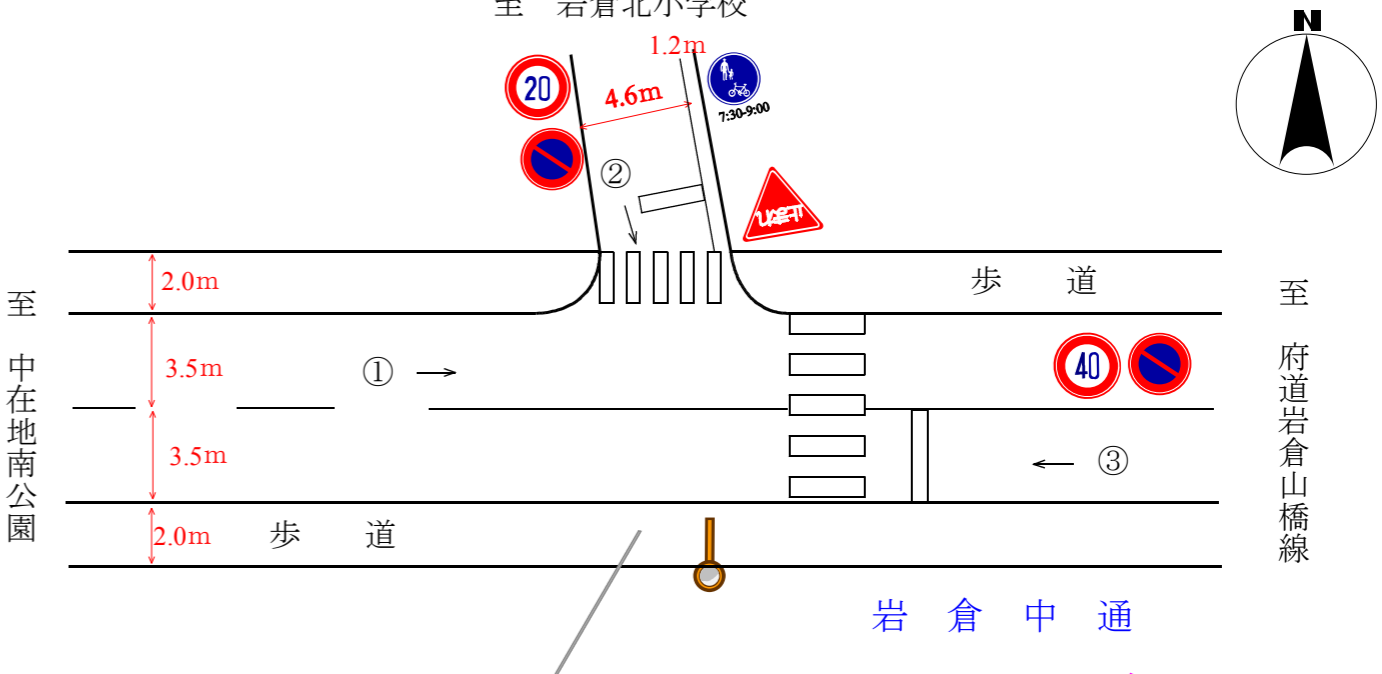
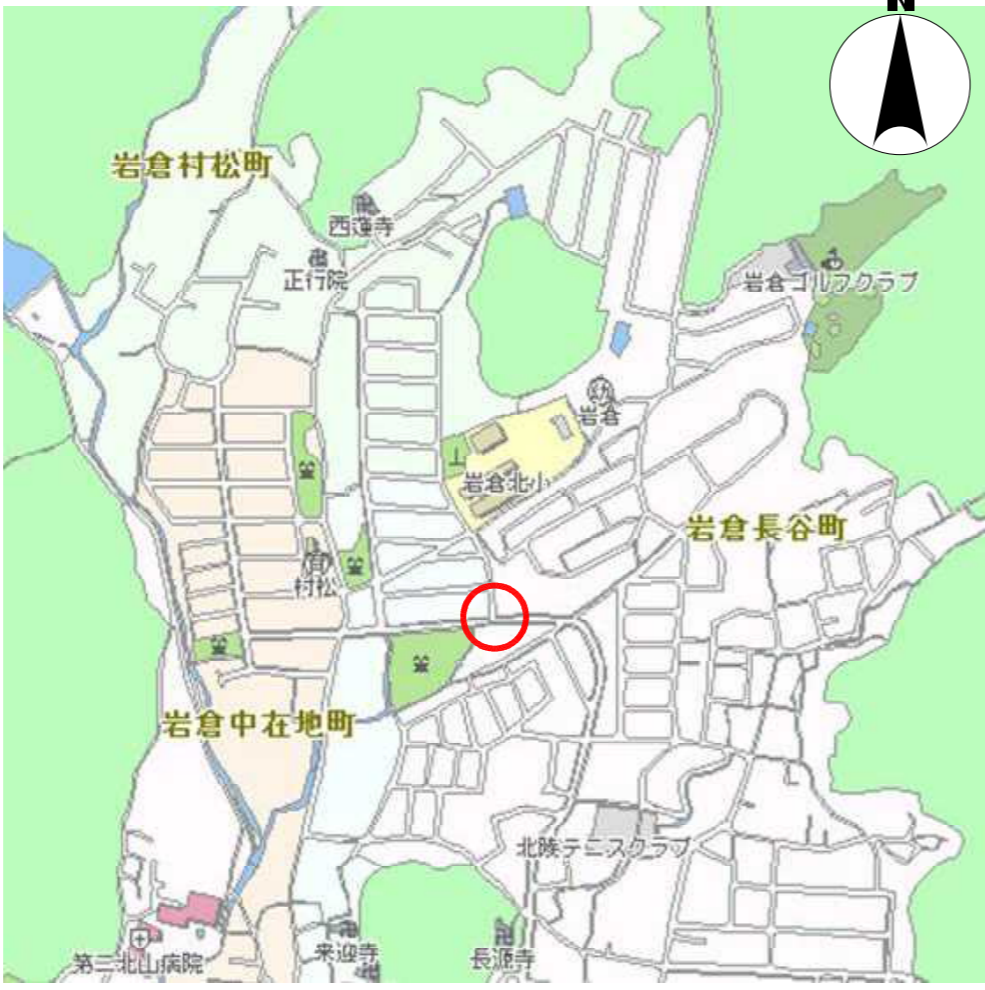
府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)





<p>整理番号</p>	<p>9</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機（新設・半感应式）</p>	<p>① ② ③</p>	
<p>所在地</p>	<p>左京区岩倉幡枝町418番地18先 岩倉12号線洛北第三緯14号線交差点</p>	  	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は、新興住宅街であり、南西角には岩倉自動車教習所があり、北方に北稜高校、南方に深泥池がある。 	<p>④ ⑤</p>  	
<p>要望内容</p>	<p>交差点の交通量が多く、ラッシュ時は危険。信号機の設置を要望（受付番号195）</p>	<p>交差点図面</p> 	
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>交通量的には信号機の必要性はく、また、交差点東側の歩道下部には、地下埋設物があり、信号機の柱を建てるのが困難であるため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業

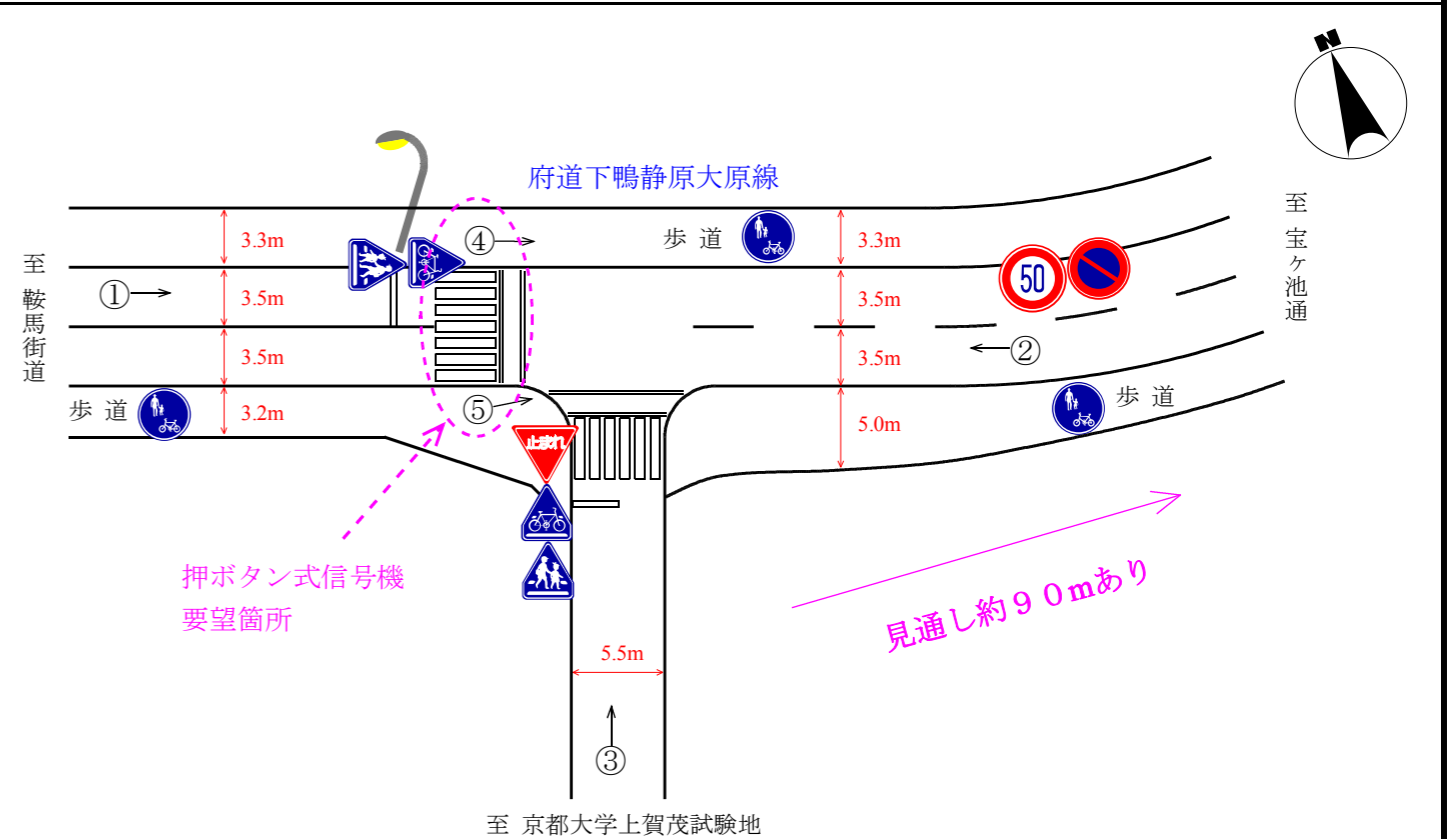
(府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>10</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>左京区岩倉長谷町648-19番地先 北岩倉中通</p>	<p>③</p> 	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は岩倉地区北部の住宅地であり、北方に岩倉北小学校がある。 	<p style="text-align: center;">交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>要望の交差点は小学校・中学校の通学路であり、交通ボランティアが横断誘導を行っているが、東方がカーブしており見通しが悪い。安全のため押ボタン式の信号機の設置を要望 (受付番号227)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>交通量的に横断するタイミングはあり、東方の見通しも約90mと概ね良好であることから、信号機の必要性は低いと判断するため、実施しない。</p>		





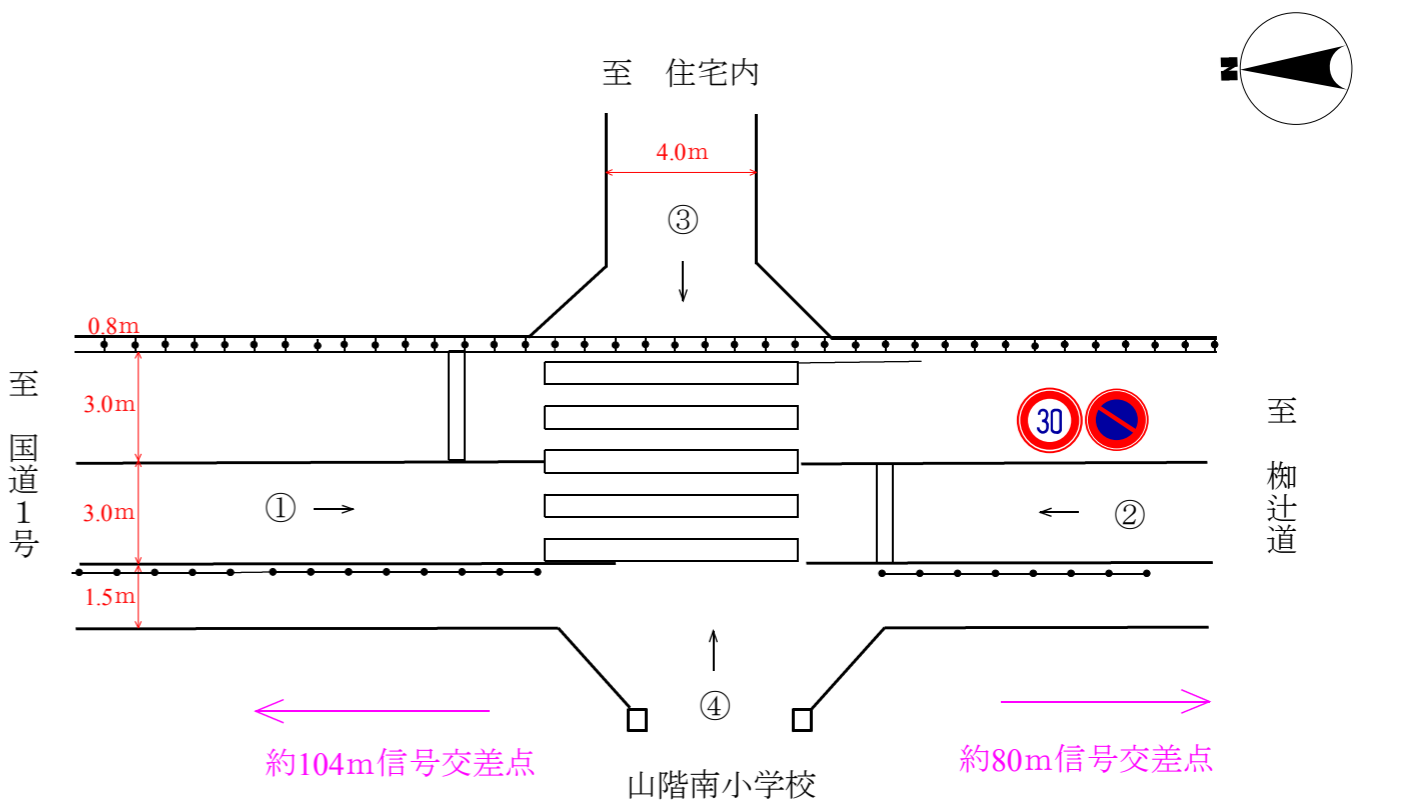

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>11</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>左京区静海市原町756番地先 府道下鴨静原大原線</p>	<p>③</p> 	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は住宅と山間部が混在しており東方には叡山電鉄鞍馬線京都精華大前駅、南東には北陵高校がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>学童20名が利用する横断歩道で通行車両はスピードを出している。北西に向かう手前はカーブになっており視認性が悪い。安全確保の観点から信号機の設置要望 (受付番号62)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>交通量的に横断するタイミングはあり、東方の見通しも約90mと概ね良好であることから、信号機の必要性は低いと判断するため、実施しない。</p>		

交差点図面



府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>12</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>山科区東野八代10番地先 山階南小学校正門前</p>	<p>③</p> 	<p>④</p> 
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は旧来の住宅街であり、山階小学校の正門前である。 	<p>交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>西野道は交通量が非常に多く、山階南小学校の前に横断歩道はあるが、カーブしており視認性が悪い。一般の人も横断歩道を利用しているがスピードを出す車両は停止してくれない。押ボタン式の信号機の設置要望 (受付番号73)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>提案交差点の北方及び南方約100mの近接した位置にそれぞれ信号機が設置されており、通学はそれらの信号交差点を利用することで対応可能と判断されるため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>13</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機（新設・押ボタン式）</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>山科区東野舞台町54番地先 西野道</p>	<p>③</p> 	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は旧来の住宅街であり、北方には山階南小学校がある。 	<p>交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>西野道は交通量が非常に多く、小学校の児童は道路を西側へ横断しなくてはならないが、信号交差点まで東側に歩道がないため信号のない横断歩道を利用しなくてはならない。道路は屈曲し危険である。押ボタン式の信号機の設置要望（受付番号75）</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>提案交差点の西側は民家（玄関口）が連続し、また、東側は水路（暗渠）となっていることから信号機の柱を設置することが困難なため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)






整理番号	14	写真	
交通安全施設	信号機 (新設・押ボタン式)	① 	③ 
所在地	山科区西野離宮町31-13番地先 市道東野緯7号線市道東野経65号線交差点	② 	④ 
現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は住宅と工場が混在する地域であり、東方には洛東タクシー、関西タクシー、南東方には山科中学、山階南小学校がある。 	交差点図面	
要望内容	市道東野緯7号 (通称離宮道) は通学路であり、交通量も多い。そのためより安全な市道経65号線 (山科川東側通) を利用したいが、要望箇所に押ボタン式信号機がないため危険であり横断できない。信号機の設置を要望 (受付番号69)		
位置図			
対応案	交通量的に横断するタイミングはあり、見通しも良好であることから、信号機の必要性は低いと判断するため、実施しない。		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

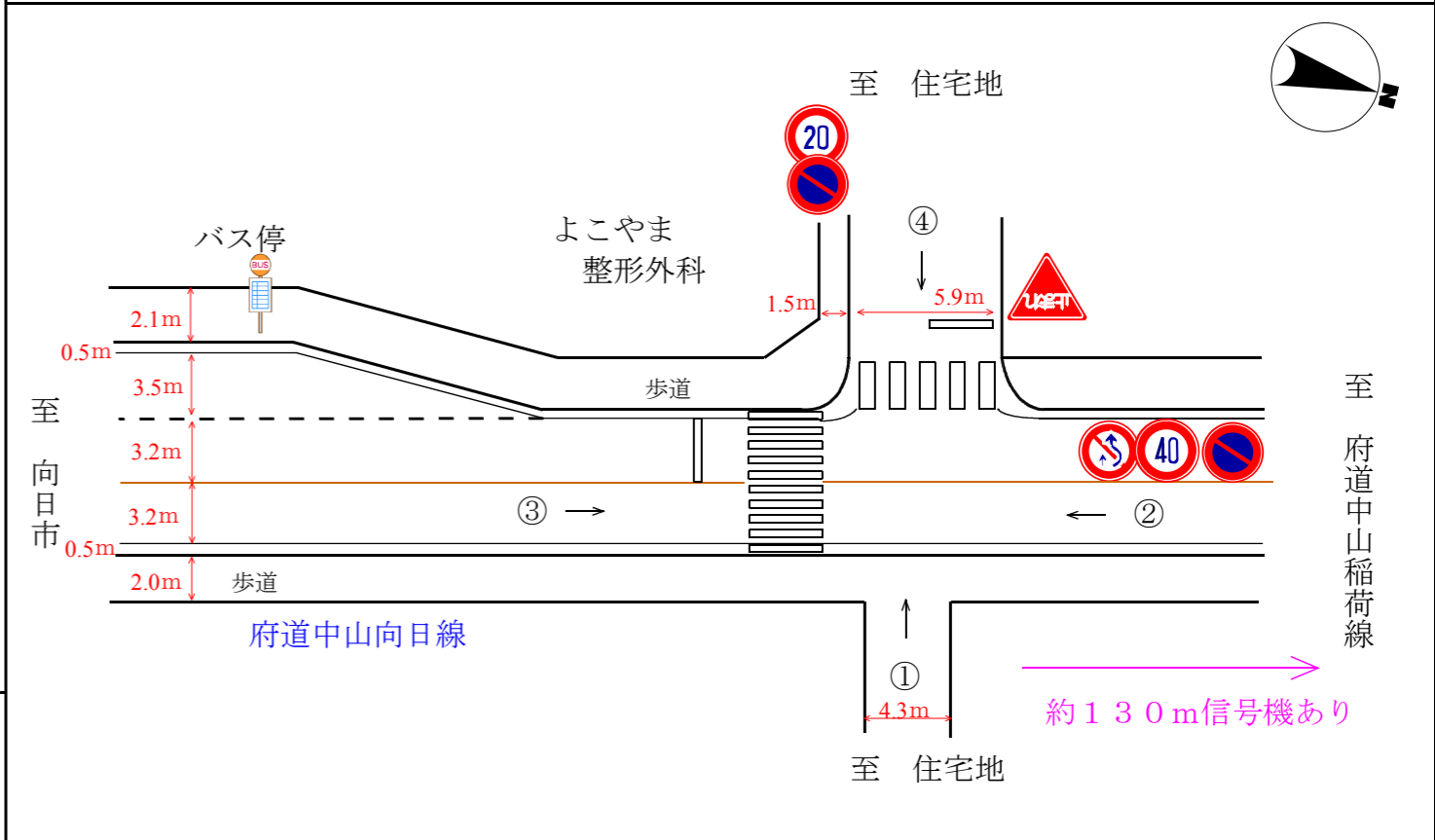
<p>整理番号</p>	<p>15</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・一灯点滅式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>西京区桂市ノ前町20番地15先 府道142号沓掛西大路五条線交差点</p>	<p>③</p> 	<p>④</p> 
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は、住宅密集地であり、南東方に桂東小学校、西方には阪急桂駅がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>桂東小学校の約半数の学童が横断する交通量の多い変則の交差点であり、通行車両から交差点の存在がわかりにくい。注意喚起のため交差点であることを表示する信号機の設置を要望 (受付番号16)</p>		
<p>位置図</p>	 <p style="text-align: center;">交差点図面</p> 		
<p>対応案</p>	<p>一灯点滅式信号機は交差点の存在を明確にするために設置するものではなく、提案交差点にはクロスマーク、一時停止規制等が実施されており、交差点の存在は明確であるため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業





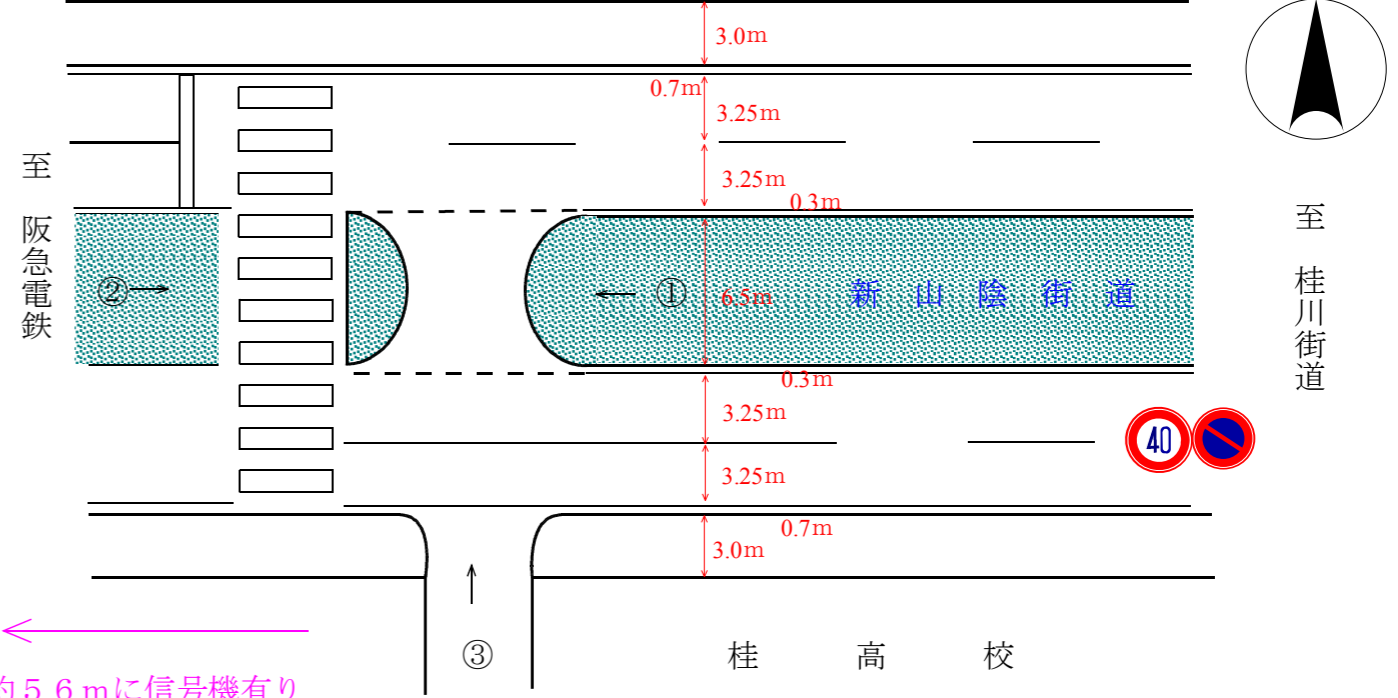
(府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>16</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>西京区大枝南福西町2丁目10番地1先 中山向日線</p>	<p>③</p> 	<p>④</p> 
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は、西側が住宅密集地で、東側が竹林公園である。東方に西陵中学がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>交通量の多い府道を付近にある病院へ通院する高齢者が横断し危険である。信号機の設置要望 (受付番号200)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>交通量的に横断するタイミングはあり、見通しも良好であると認められる。また、北方約130mの近接した地点に信号機も設置されているため、実施しない。</p>		

交差点図面






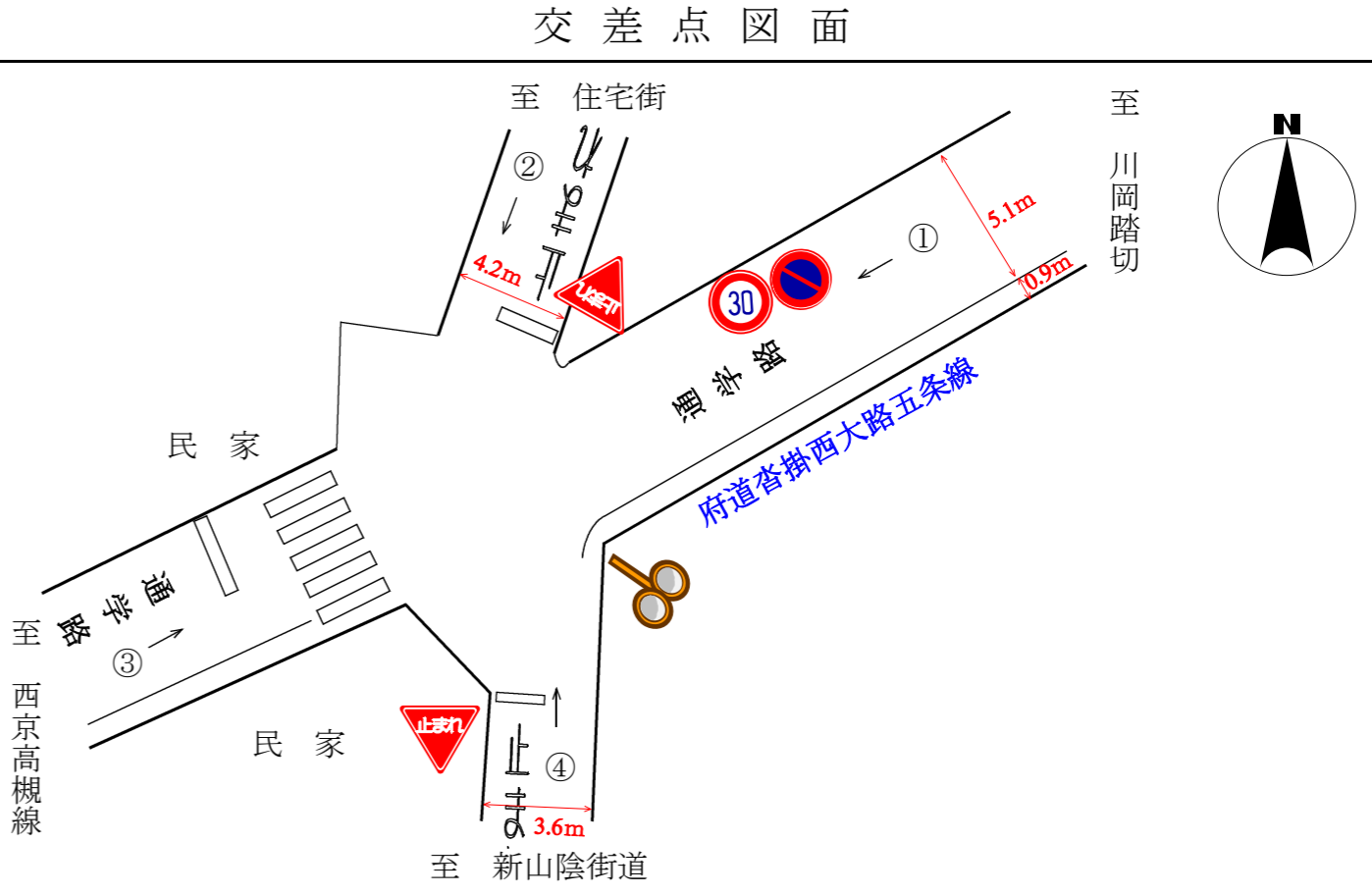


府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>17</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>		
<p>所在地</p>	<p>西京区川島松ノ木本町27番地先 新山陰街道桂高校正門前</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>③</p>  </div>	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は住宅地であり、要望箇所は、桂高校の正門前である。 		
<p>要望内容</p>	<p>新山陰街道は4車線道路であり、桂高校の正門前に横断歩道はあるが交通量も多く、登下校時は高校生が多く大変である。 (受付番号199)</p>		
<p>位置図</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p style="text-align: center;">交差点図面</p>  </div> </div>		
<p>対応案</p>	<p>提案交差点西方約56mの近接した位置に押ボタン信号があり、通学はその信号を利用することで対応可能と判断されるため実施しない。</p> <p style="color: magenta;">約56mに信号機有り</p>		

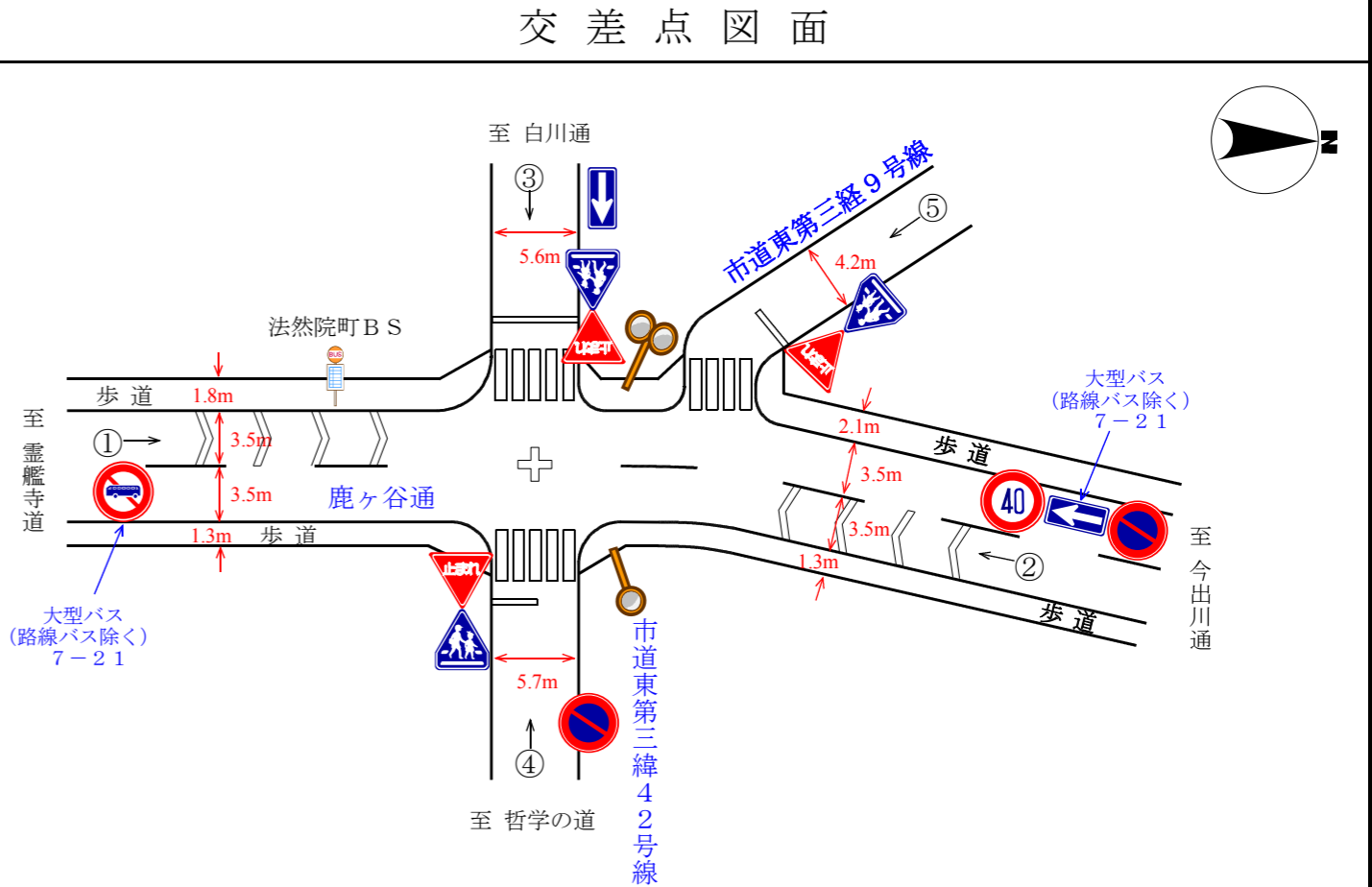
府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>18</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>②</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>③</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>④</p>  </div> </div>	
<p>所在地</p>	<p>西京区川島栗田町23番地10先 府道沓掛西大路五条線交差点</p>		
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点周辺は、住宅密集地であり、北東には阪急桂駅、西方には南北に府道西京高槻線がある。 		
<p>要望内容</p>	<p>檜原小学校の通学路であり、毎日交通ボランティアで横断誘導している。学童や一般歩行者の安全のため信号機の設置要望 (受付番号201)</p>		
<p>位置図</p>	<div style="display: flex;"> <div style="flex: 1;">  </div> <div style="flex: 1;"> <p style="text-align: center;">交差点図面</p>  </div> </div>		
<p>対応案</p>	<p>提案交差点は、道路幅員が狭く、沿道民家等が道路に接近し、また、路肩が水路 (暗渠) であることから、信号機の柱を建てるのが困難であるため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>19</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・定周期式)</p>	<p>① ② ③</p>	
<p>所在地</p>	<p>左京区法然院西町47番地先 鹿ヶ谷通法然院町B S先</p>	  	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点周辺は、閑静な住宅街で、東方に法然院があり、南方に第三錦林小学校がある。 	 	
<p>要望内容</p>	<p>鹿ヶ谷通は、今出川通から霊艦寺道までの間に信号機の設置された横断歩道がない。住民及び観光客が横断する場所であるため、信号機の設置要望 (受付番号85)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>交通量的にも信号機の必要性は低いと判断する。提案交差点は変則の5差路で信号機を整備すれば信号待ち時間が長くなる等の悪影響があるため実施しない。(押しボタン式信号機についても、バス停等があるため、困難と判断する。)</p>		





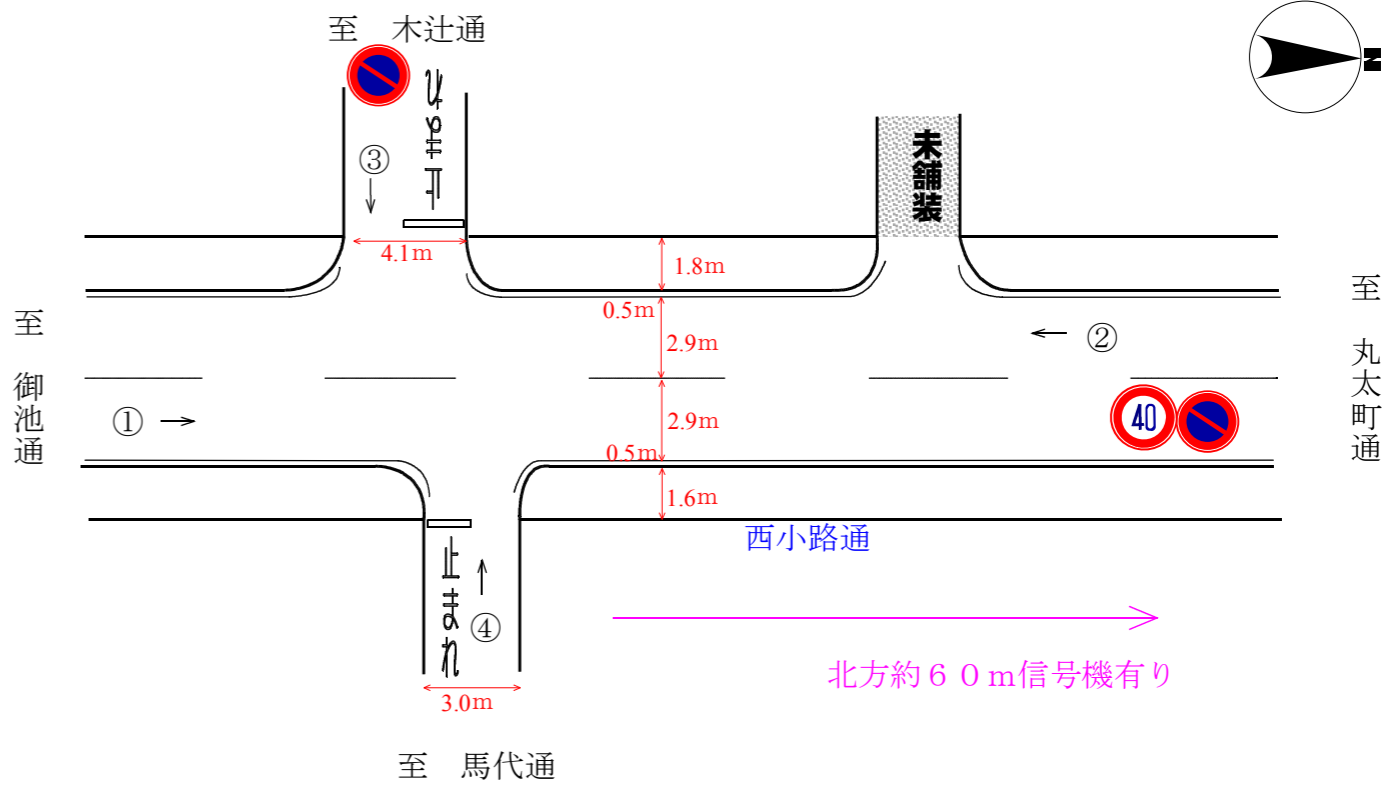
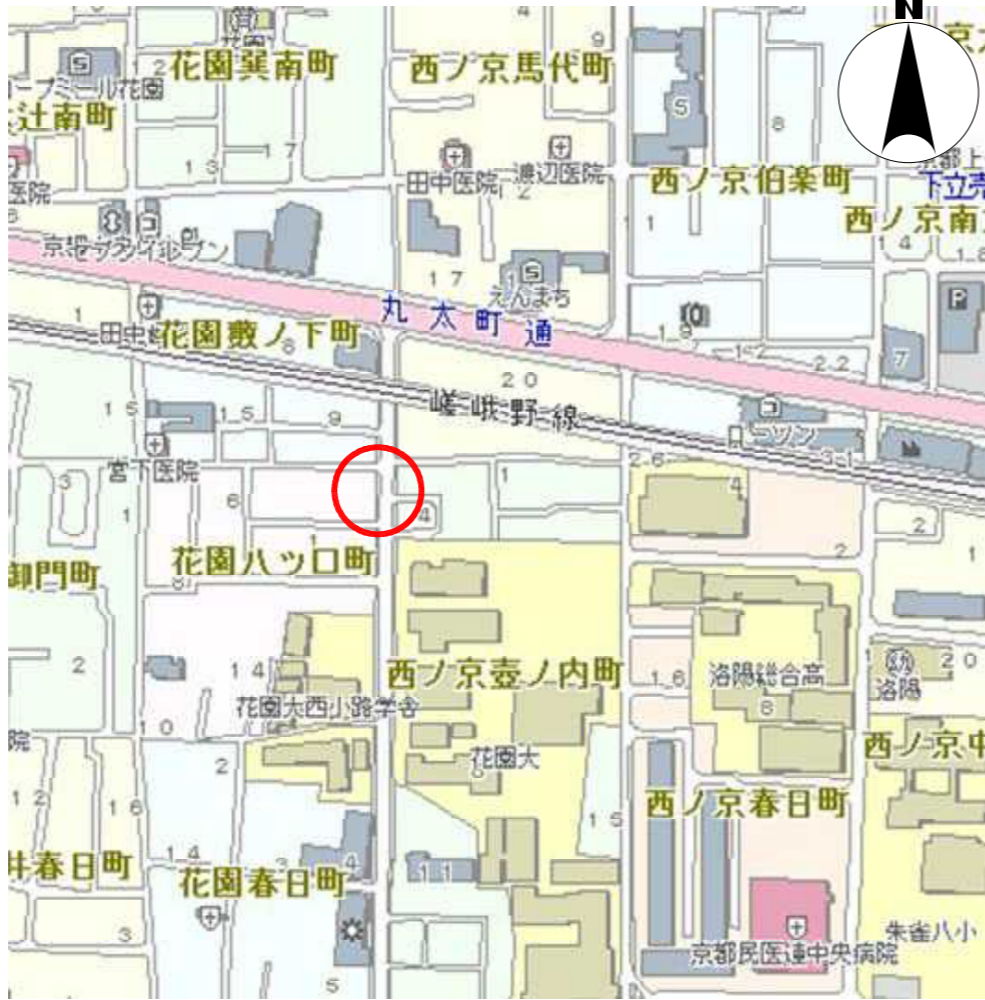


府民公募型整備事業 (府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>20</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>①</p> 	<p>②</p> 
<p>所在地</p>	<p>中京区壬生松原町19番地2先 松原通JR高架下横断歩道</p>	<p>③</p> 	
<p>現在の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通規制 交差点図面に記入のとおり ・ 付近の環境 交差点は、JR山陰本線ガード下に位置しており、周辺は旧来の住宅密集地で、北側に児童館がある。 	<p style="text-align: center;">交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>小学校から児童館へ通う児童の通学路であり交通量も多く危険である。押ボタン式信号機の設置要望 (受付番号107)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>提案箇所の近接した位置 (東方約50m、西方約100m) に信号交差点があり、学童の横断は、その信号を利用することで対応可能と判断されるため、実施しない。</p>		

府民公募型整備事業

(府民提案型 < 既要望 >)

<p>整理番号</p>	<p>21</p>	<p>写真</p>	
<p>交通安全施設</p>	<p>信号機 (新設・押ボタン式)</p>	<p>① </p>	<p>② </p>
<p>所在地</p>	<p>中京区西ノ京壺ノ内町1番地先 西小路通丸太町下る付近交差点</p>	<p>③ </p>	<p>④ </p>
<p>現在の状況</p>	<p>交通規制 交差点図面に記入のとおり 付近の環境 交差点は、西小路通のJR山陰本線高架下を下った付近の交差点で住宅密集地にあり、南方には花園大学がある。</p>	<p>交差点図面</p>	
<p>要望内容</p>	<p>西小路通の丸太町通から花園大学前の横断歩道までの間に東西の道路があり、そこを子供を中心に横断実態がある。押ボタン式信号機の設置要望 (受付番号284)</p>		
<p>位置図</p>			
<p>対応案</p>	<p>交通量的に横断するタイミングはあり、見通しも良好で信号機の必要性は低いと判断する。また、北方約60mに近接した信号機があるため、実施しない。</p>		